

～目前に迫った消費税引き上げに備える！～  
**これだけは理解しておきたい！消費税転嫁対策特別措置法のポイント**

消費税率が26年4月から8%、27年10月から10%へと引き上げられる予定ですが、その場合は本年10月から経過措置が適用されるなど、8%への引き上げは目前に迫っています。

政府は、転嫁対策特別措置法を制定し、消費税率引き上げ時の順守事項等や消費税還元セール等の表示行為の禁止事項を定めました。当日は、公正取引委員会の担当者から制度の内容につき講演いただくとともに、**本法の内容をわかりやすく解説したパンフレットをお配りいたします！**

目前に迫った消費税率引き上げ前に「**これだけは理解しておきたい**」ポイントをおさえ、**消費税の対応をしっかりと準備しましょう！**この機会に奮ってご参加ください。

ご参加いただいた皆様に転嫁対策特別措置法のポイントをわかりやすく解説したパンフレットをお配りいたします！



◆開催日時:

平成25年**8月8日(木)** 15:00～16:30  
(受付開始14:30～)

◆開催場所:

**日経・大手町セミナールーム2(日経ビル6階)**  
東京都千代田区大手町1-3-7  
(東京メトロ 千代田線・半蔵門線・東西線「大手町駅」  
C2b出口より直結)

◆参加費: **無 料**

◆定員: 90名

定員になり次第、締切となります。ご参加いただけない場合は事務局よりご連絡いたします。

◆申込み方法:

下記に必要事項をご記入の上、FAXでお申込みいただくか東商イベントカレンダー([http://event.tokyo-cci.or.jp/event\\_detail-50009.html](http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-50009.html))よりお申し込みください。【イベント番号: 50009】

開催1週間前を目途に、受講券と会場地図をお送りいたしますので、当日受付にて受講券をご提示ください。

◆お問い合わせ: 東京商工会議所 産業政策第一部 Tel:03-3283-7844 田中 聡子 氏



<主な内容>

第1部  
転嫁対策特別措置法の内容  
公正取引委員会 担当者

第2部  
これだけは理解しておきたい！  
転嫁対策特別措置法のポイント  
中小企業診断士・一級販売士



「これだけは理解しておきたい！転嫁対策特別法のポイント」平成25年8月8日(木) 参加申込書

【返信fax番号: 03-3213-8716】 東京商工会議所 産業政策第一部 宛

貴社名		役職		業種	
参加者名		メールアドレス			
所在地	〒 -				
電話		Fax			

※ ご提供いただいた情報は、当該セミナーに関する連絡・記録のために使用いたします。また、東京商工会議所が主催する各種事業のご案内(DM及びFAX)のために使用する場合があります。